



平成27年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 三城ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 多 根 裕 詞
(コード番号 7455 東証・第1部)
問い合わせ先 総務チーフ 松本幸士
(TEL. 03-5781-6011)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項および第36条第2項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第27条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役の責任免除) 第36条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日(火) (予定)
定款変更の効力発生日 平成27年6月23日(火) (予定)

以 上